

◇学校法人国士舘 国士舘高等学校・中学校◇

◇2027（令和9）年度（2027（令和9）年4月1日着任） 特別講師募集◇

◇◇◇募集要項◇◇◇

募 集 教 科	国語科（若干名）
募集人数他	※他校を定年退職された先生を歓迎します。
応 募 資 格	1. 当該教科の『中学校』及び『高等学校』1種、または専修免許状を有する者。 2. 教師としての経験を有し、心身共に健康である者。 3. 年齢は 65 歳以上～70 歳未満まで応募可 (2027（令和9）年4月1日着任時に 65 歳以上 70 歳未満であること)。
任 用 期 間	2027（令和9）年4月1日～2028（令和10）年3月31 日（1年間）
待 遇・ 勤務条件	【勤務地】国士舘高等学校（全日制課程）及び国士舘中学校（東京都世田谷区若林 4-32-1）、 または国士舘高等学校（定時制課程）（東京都世田谷区若林 4-33-1）のいずれか、または その両方に勤務する。 【待遇等】学校法人国士舘諸規程による（以下事例） ・非常勤講師給与 1 コマあたり月額 11,400 円以上（教員経験年数等により異なります。） ・週 16 時間程度（出勤日数 4 ～ 5 日程度）の担当時間を予定（担当時間は、ご相談ください。） ・賞与・退職金は無し ・交通費実費支給（ただし、週 4 日以上勤務者は、通勤定期運賃と実費のいずれか低い額を支給します。） ・日本私立学校振興・共済事業団の共済制度は、加入対象外となります。
応 募 書 類	1. 履歴書（写真添付。市販の様式でも構いませんが、 <u>賞罰欄のあるものを必ず使用してください。</u> ） <u>※子ども性暴力防止法に基づく確認のため、賞罰欄には、通常の賞罰および特定性犯罪の前科の有無を必ず記載してください。該当する事項がない場合は、「賞罰なし」と記載してください。</u> 2. 自己紹介書または自己推薦書（A 4 版 1 枚程度で自署） 3. 卒業、修了証明書 4. 成績証明書 5. 教員免許状のコピー 6. 健康診断書（三次試験時にご持参ください） ※3 と 4 については、最終学歴が大学院修了の場合は大学学部の証明書もご提出ください。 ※提出された書類は本校で責任を持って保管管理し、返却しませんのでご了承ください。
応 募 締 切	随時募集中（充足後は募集を即時締め切ります）
試 験・ 面接日	1. 一次試験：書類審査（通過者には、後日試験日時等を連絡いたします。） 2. 二次試験：教科担当者による試験（模擬授業・面接など） 3. 三次試験：高等学校・中学校人事委員による面接
特記事項	・本業務へ従事するに当たっては、令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「子ども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実確認者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・ このため、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 <p>※ 「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実確認者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。</p>
書類送付先	<p>〒154－8553 東京都世田谷区若林 4－32－1 国士舘高等学校・中学校事務室 採用担当宛 （簡易書留やレターパック等、郵送状況が分かる方法でお送りください。）</p> <p>＊封筒の宛先脇には「教員(国語科非常勤講師) 募集書類在中」と朱書きしてください。</p> <p>＊事務室へ直接ご持参いただいても構いません（事務室開室時間 8：00－16：00、日祝休み）。</p> <p>＊応募に関する問合せ 国士舘高等学校・中学校事務室（03 - 5481 - 3131）</p>

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分にに関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第一百七十八条の二、第一百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第一百七十六条から第一百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分にに関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和

四年法律第六十七号) 第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であつて、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。